

2023年11月27日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

**自動継続外貨定期預金（愛称：外貨革命）回数指定特約の新規受付終了**

**および外貨預金関連の規定改定のお知らせ**

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、電子交付サービスの開始および、自動継続外貨定期預金（愛称：外貨革命）回数指定特約（以下、特約付外貨革命）の新規受付終了に伴い、12月11日付けで以下の規定を改定いたします。

1. 外貨普通預金規定（個人用）
2. 外貨定期預金（愛称：外貨革命）規定（個人用）
3. 自動継続外貨定期預金（愛称：外貨革命）規定（個人用）
4. 外貨積立サービス規定

電子交付サービスの開始の詳細は、別途、当社ホームページでご案内いたします。

特約付外貨革命とは、5回から30回の間で自動継続回数を指定する特約を付加できる期間1年の外貨革命のことを指します。なお、同特約を既に付加済みのお客さまにつきましては、特約内容に変更はございません。

規定の改定内容につきましては、次頁の新旧対照表(下線部：変更部分)をご参照ください。

【新旧対照表】

1. 外貨普通預金規定（個人用）

改定前	改定後
<p>第6条（通帳・証書の不発行、預金残高の確認方法等）</p> <p>(2) この預金の残高および異動明細については、当社所定の様式により、<u>届け出られた氏名および住所にあてて定期的に通知します。</u></p> <p>第13条（通知等）</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当社が<u>通知、送付書類を発送</u>した場合には、別途定める場合を除き、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>第6条（通帳・証書の不発行、預金残高の確認方法等）</p> <p>(2) この預金の残高および異動明細については、当社所定の様式により<u>交付</u>します。</p> <p>第13条（通知等）</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当社が<u>通知、送付書類を発送</u>した場合、又は、<u>当社が所定の様式により当該通知等を交付</u>した場合には、別途定める場合を除き、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>

2. 外貨定期預金（愛称：外貨革命）規定（個人用）

改定前	改定後
<p>第12条（通知等）</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当社が<u>通知、送付書類を発送</u>した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>第12条（通知等）</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当社が<u>通知、送付書類を発送</u>した場合、又は、<u>当社が所定の様式により当該通知等を交付</u>した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>

3. 自動継続外貨定期預金（愛称：外貨革命）規定（個人用）

改定前	改定後
<p>第1条（自動継続）</p> <p>(1) この預金は、満期日に、この預金と同一の通貨・期間の外貨定期預金に自</p>	<p>第1条（自動継続）</p> <p>(1) この預金は、満期日に、この預金と同一の通貨・期間の外貨定期預金に自</p>

<p>動的に継続します。継続された預金についても同様とします。<u>ただし、当社所定の手続きにより当初の預入時に限り予め自動継続回数を指定できるものとし、かかる指定を行った場合、本条第4項に定める手続きの有無にかかわらず、指定された回数の継続がされた時点で継続を停止し、その満期日に元利金を支払います。</u></p> <p>第13条（通知等） 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知、送付書類を発送した場合には、<u>延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>	<p>動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>第13条（通知等） 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知、送付書類を発送した場合、<u>又は、当社が所定の様式により当該通知等を交付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>
--	---

4. 外貨積立サービス規定

改定前	改定後
<p>第5条（取引内容の報告） 外貨積立サービスによる外貨預入については、都度の明細等の発行および交付を行いません。外貨普通預金口座を保有しているお客さまに対して、毎年1月、7月に送付しております半期異動明細書にて取引内容を報告いたします。</p>	<p>第5条（取引内容の報告） 外貨積立サービスによる外貨預入については、都度の明細等の発行および交付を行いません。外貨普通預金口座を保有しているお客さまに対して、毎年1月、7月に<u>当社所定の様式により交付しております半期異動明細書にて取引内容を報告</u>いたします。</p>

以上